

様式 2 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定自立支援医療機関の指定の取り消し
根拠条例・規則名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 6 8 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の事項を勘案して指定医療機関の指定の取消しを審査・決定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定自立支援医療機関が、第 5 9 条 第 2 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る に 至 っ た と き。 2 指定自立支援医療機関が、第 5 9 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 準 用 す る 第 3 6 条 第 3 項 第 4 号 から 第 5 号 の 2 ま で、第 1 2 号 又 は 第 1 3 号 の い ず れ か に 該 当 す る に 至 っ た と き。 3 指定自立支援医療機関が、第 6 1 条 又 は 第 6 2 条 の 規 定 に 違 反 し た と き。 4 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。 5 指定自立支援医療機関が、第 6 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 報 告 若 し く は 診 療 録、帳 簿 書 類 そ の 他 の 物 件 の 提 出 若 し く は 提 示 を 命 ぜ ら れ て こ れ に 従 わ ず、又 は 虚 偽 の 報 告 を し た と き。 6 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第 6 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 出 頭 を 求 め ら れ て こ れ に 応 ぜ ず、同 項 の 規 定 に よ る 質 問 に 対 し て 答 弁 せ ず、若 し く は 虚 偽 の 答 弁 を し、又 は 同 項 の 規 定 に よ る 検 査 を 拒 み、妨 げ、若 し く は 忌 避 し た と き。た だ し、当 該 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 の 従 業 者 が そ の 行 為 を し た 場 合 に お い て、そ の 行 為 を 防 止 す る た め、当 該 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 の 開 設 者 が 相 当 の 注 意 及 び 監 督 を 尽 く し た と き を 除 く。
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設 定 平成 年 月 日 最 終 改 正
備 考		